

日本地球掘削科学コンソーシアム海洋掘削部会規則

(部会の設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第13条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に海洋掘削部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、主として国際海洋科学掘削計画（以下「IODP³」という。）等の海洋科学掘削共同プログラムを円滑に推進し、規約第3条に定める研究機関等及び研究者等が実施する海洋科学掘削に関わる活動の有機的な連携及び活性化を図る ため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、理事会の承認を必要とする。

- (1) IODP³関連の国際委員の理事会への推薦
- (2) 日本を中核とする海洋科学掘削提案の支援と提言
- (3) IODP³における航海及び Scientific Projects using Ocean Drilling Archives（以下「SPARCs」という。）の参加研究者の推薦と支援
- (4) 海洋科学掘削の啓発と研究成果の公開
- (5) 必要に応じて、目的達成に関連する事項を検討する委員会・専門部会等の設置を理事会に提言する。

(部会長)

第4条 規約第14条に基づき、部会に部会長1名を置く。
2 部会長の選任は、規約第15条に定めるところによる。
3 部会長の職務は、規約第18条に定めるところによる。

(部会長補佐)

第5条 部会に部会長補佐を1名以上置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、理事会で選任・解任する。
2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。
3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請がある場合には、その職務を代行する。

(執行委員会)

第6条 規約第13条第3項に基づき、部会のうちに執行委員会を置く。
2 執行委員会は、部会の活動を取りまとめ、会務の執行を主導する。また、部会の運営及び活動に関わる事柄について協議し、必要に応じて理事会に提案する。

- 3 執行委員会は部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名の執行委員から構成され、理事会にかけ原案作成や理事会での決定事項を執行する。
- 4 執行委員の任期は、選任時から執行委員を指名した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。

(執行委員会の開催)

- 第7条 執行委員会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。
- 2 執行委員会は、執行委員会構成員（部会長、部会長補佐及び執行委員）の過半数の出席をもって成立する。但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの出席を含む。
 - 3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。
 - 4 執行委員会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、執行委員会構成員全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、執行委員会構成員の過半数をもって決するものとする。

(会計担当者)

- 第8条 執行委員会のうちに会計担当者を置くことができる。
- 2 会計担当者は、部会長が推薦し、財務担当理事が承認する。

(部会事務局)

- 第9条 部会運営に関する事務は規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。

(規則の変更)

- 第10条 本規則の変更については、執行委員会にて変更案を決定し、理事会及び会員総会で承認されることにより、有効となる。

(細則)

- 第11条 理事会がその必要を認めた場合、部会の運営に必要な事項について別に定めることができる。

附則

(施行)

- 1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。

附則

(施行)

- 1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、令和7年5月12日より施行する。